

会 費 規 程

公益社団法人 滋賀労働基準協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀労働基準協会定款第7条の規定に基づき、会費に関する必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費は年額とし、別表に定める事業場の規模別の金額とする。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年度当初の労働者数を支部事務局に報告し、当該年度分の会費を6月末日までに納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、当該年度の共益事業及び法人会計で使用する。

(広報誌購読料)

第5条 会費には、広報誌購読料を含むものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得て会長がこれを定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公益社団法人滋賀労働基準協会設立の登記の日から施行する。

別表 会費の額（第2条関係）

会費（年額）は事業場の労働者数に対応した金額とする。

ランク	労働者数	会費（年額）
A	1人～ 49人	10,000円
B	50人～ 199人	20,000円
C	200人～ 299人	40,000円
D	300人～ 499人	50,000円
E	500人～ 999人	70,000円
F	1,000人～1,999人	100,000円
G	2,000人～2,999人	130,000円
H	3,000人以上	150,000円